

医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会の  
公開の手続について（案）

2003年10月31日

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の重要政策課題に関する専門調査会の設置について（平成15年7月8日知的財産戦略本部決定）」6．及び「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会の運営について」4．に基づき、医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会の公開の手続について以下のように定める。

1．会議の日時・場所・議題を原則1週間前の日までに首相官邸／知的財産戦略本部ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>）及び首相官邸記者クラブに掲示する。

2．傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

一般の傍聴希望者は、1企業・団体については原則1名とし、開催前々日17時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局に登録する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係の傍聴希望者は、開催前々日17時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局に登録する。

(3) その他

傍聴は、基本的に先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判断で傍聴を制限することがある。

傍聴者が会議の進行を妨げていると判断した場合には、会長は退席を求めることができる。また、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、及び、会議を撮影、録画、録音することを禁止する。その他、詳細は、会長の指示に従う。